派遣元・派遣先の双方に対し、派遣労働者の雇用と労働 条件に関わる要請を行う

連合は3月18日、日本人材派遣協会(会長・坂本仁司氏)と日本生産技能労務協会(会長・清水唯雄氏)に対して、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う計画停電実施を踏まえ、派遣労働者の雇用と労働条件に関わる要請を行った。

今回の大震災の影響は、派遣労働者など非正規労働者の雇用や労働条件へも大きな影響を及ぼしている。連合に寄せられる労働相談でも、直接震災の影響を受けていない地域で計画停電を理由にした休業や契約の中途解約などの問題が発生しており、なかには安易に「派遣切り」を行っていると言わざるを得ない事例もある。

この震災によって、リーマン・ショック時のような「派遣切り」を再び引き起こさせないため、連合は、派遣労働者の雇用・労働条件の確保に向けた緊急対応として、要請を行ったものである。

(要請書のポイント)

- ○派遣先が操業不能となった場合、派遣先と連携しすみやかな就業先の確保に努めること。 就業先の紹介が困難な場合は、休業手当の支払いなど適切な休業措置を講じること。
- ○雇用契約の中途解除は行わないこと。中途解除せざるを得ない場合でも、残りの契約期間についての賃金保証を行うこと。
- ○公共交通機関の不通・遅延によって出勤不能・遅刻・早退を余儀なくされる派遣労働者 については、通常通り勤務したものとして取り扱うこと。
- ○通常経路での通勤ができず迂回通勤した労働者について、差額交通費を支給すること。
- ○その他、派遣労働者の雇用・労働条件の確保に全力を挙げること。

あわせて、連合構成組織に対して、派遣先労働組合として留意すべき点について十分な 対応を取るよう要請した。

(要請のポイント)

○経営に対して、休業など、派遣労働者への影響は最小限とすること、派遣元に対する不

当な契約料金引き下げを行わないよう求めること。

- ○経営に対して、派遣労働者が震災の影響により出勤不能となったこと、または遅刻・早 退したことを理由にした契約解除その他不利益な取り扱いをしないよう求めること。
- ○経営に対して、震災・計画停電を理由とした労働者派遣契約の中途解除について、回避 義務を果たすよう求めること。
- ○経営に対して、やむを得ず休業または契約解除せざるを得ない場合、派遣元と連携して 新たな就業先を確保すること、できない場合には、派遣元に対し休業手当、予告手当相当 額を上回る損害の賠償を行うとともに、派遣労働者に対する賃金補償を適正に行うよう求 めること。